

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和5年9月25日

菊池市

目 次

- 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標…P. 2
- 第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標…P. 4
- 第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標…P. 9
- 第4 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項…P. 11
- 第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標…P. 12
- 第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項…P. 14
- 第7 その他…P. 25

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 現状と課題

本市は、熊本市に隣接し、阿蘇の外輪山を源とする菊池川・合志川の恵みによる緑豊かな自然とともに、地域の特性を生かした農林畜産業が基幹産業として位置づけされている。農業構造については、昭和40年代から工業団地の立地を契機として兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増加したが、最近、一層の兼業の深化によって土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。こうした中で兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

一方、中山間地域を中心に農業就業人口の高齢化及び減少に伴い耕作放棄地化した農地が増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

2 基本的方向

本市は豊かな自然を活かした農林畜産業が基幹産業であり、日本穀物検定協会の食味ランキングにおいて高い評価を受けている七城のこめをはじめ、メロンや牛肉、菊池水田ごぼう、県内一の生産量を誇るシイタケなどは、ブランド化され県内外へ出荷されている。そして、農林畜産物の更なる高付加価値化を図るため、「環境王国菊池農業生産基準（通称：菊池基準）」を設定し、環境に配慮した地域の確立および農林畜産物のブランド化を進めていく。また、高収益性の作目・作型を担い手を中心に導入し地域として産地化を図るとともに、耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸による集約的経営を展開する農家との間で、労働力提供、農地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展を目指す。「菊池市デジタル化推進宣言」に基づきスマート農業を推進し、また、農林水産省が策定した「みどりの食料システム戦略」への対応も進める必要がある。

さらに、このような農業生産展開の基礎となる農用地の確保を図ることを基本として、菊池農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努め、こうした中で、SDGsに沿った取組みも通じて、持続可能な農業・農村の実現を図っていく。

3 効率的かつ安定的な農業経営の目標

地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、本市及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営において、労働時間が従事者一人あたり年間2,000時間程度の水準を目指し、農業所得が主たる従事者1人あたり概ね400万円以上を確保することができるような経営体を育成するとともに、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

4 目標を達成するための施策の方向

将来の農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、本市は、菊池地域農業協同組合（以下「農業協同組合」という。）、熊本酪農業協同組合菊池支所、熊本県畜産農業協同組合中央支所、熊本県県北広域本部（以下「県北広域本部」という。）、菊池市農業委員会（以下「農業委員会」という。）が構成する菊池市担い手育成総合支援協議会（以下、「協議会」という。）において、十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、集落段階における

農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするための話し合いを促進する。更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して協議会が主体となって、意欲ある農業者の認定農業者への誘導と期間満了の認定農業者の着実な再認定を進める。また、営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って、地域農業の将来の方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営体の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進する。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規程による農業経営改善計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の实情に即した経営体の育成及び、農用地の利用集積の方向性を具体的に示すよう指導を行う。特に中山間地域を中心とした認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域や、集落営農の組織化が進んでいない地域への方策は、本市・県北広域本部・農業協同組合等が連携し、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化等を促進するよう指導・助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、集約的な経営展開を助長するため、県北広域本部をはじめ関係機関との連携の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーター育成、受委託の促進等を行うことにより、組織の経営力の強化と地域の実態に応じた生産組織を育成するとともに、単なる機械の共同利用組織から地域営農組織への発展を誘導し、体制が整ったものについては法人化の推進を図る。

さらに、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請による女性認定農業者の拡大と、家族経営協定の普及や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。加えて、新たな地域農業の確保・育成の観点から、農業参入を希望する個人や法人については、農業委員会、農業協同組合、県北広域本部及び協議会等の関係機関、関係団体と連携協力して、情報提供・技術指導等を行うこととする。

なお、効率的かつ安定的な農業経営を行う農家と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつけ、法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による認定農業者への農用地の集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ、家族経営協定の締結など各種制度の積極的活用を図るものとする。

また、様々なリスクにさらされている農業の経営安定を図るため、農業保険や品目別の価格安定制度等、農業者それぞれの経営形態に応じた適切なセーフティネットの加入促進を図るとともに、災害等の緊急事態において円滑な事業復旧・継続を可能とするために農業版BCP（事業継続計画書）の作成・活用を推進する。

5 効率的かつ安定的な農業経営の育成

本市は、協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする個別経営体、生産組織等を対象に、経営相談や専門家による経営診断の実施による経営改善計画の目標達成、法人化に向けた講習会などの啓発活動や個別指導等の実施及び6次産業化などの経営の多角化・複合化の取組支援などを県北広域本部をはじめ関係機関の協力を受けて行う。

なお、農業経営改善計画の期間を満了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

本市の令和4年度の新規就農者は11人と、過去5年間ほぼ横ばいの状況となっているが、従来からの基幹作物である水稻の産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

① 確保・育成すべき人数の目標

本市においては年間20人の当該青年等の確保を目標とする。

② 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

本市及びその周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（主たる従事者1人あたり概ね250万円程度）を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については県北広域本部や、農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、県の営農類型を踏まえ本市における主要な営農類型についてこれを示すと下記のとおりである。

(1) 類型設定の基準

① 個別経営体

ア 家族経営

農業経営の現状と他産業の所得や労働時間を踏まえ、将来目標とすべきモデル的な家族経営の経営パターン。

(ア) 自家労力 1経営体あたり経営者を含めて従事者2～3人

(イ) 雇用労働力 ゆとりある経営を実現するために雇用を積極的に導入

イ 法人経営

家族経営の目標とすべき経営水準に達した経営体の次のステップとして規模拡大や経営の高度化によ

る法人化の経営パターン。

② 協業経営体

複数の世帯が共同で出資し、生産から生産物の販売、収支決算、収益の配分に至るまでの経営を協業で行うモデル的な経営パターン。なお、組織運営体制が整った組織については、法人化や大規模法人化の経営を目指すこととする。

(2) モデル経営類型

1 個別経営体

① 家族経営

経営類型	基幹作物別生産規模	経営の特徴	主要資本装備	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲（主食用米、飼料用米）＋麦＋大豆（＋受託）	経営面積 田1,600a 水稲1,000a 麦1,200a 大豆600a	<ul style="list-style-type: none"> ・機械化一貫体系による作業の省力化 ・ほ場の汎用化と団地化 ・疎植及び緩効性肥料施肥などの低コスト技術の導入 ・共同乾燥調製施設を利用 	田植機（5条）1台 自脱型コンバイン（5条）1台 麦・大豆播種機1台 乗用管理ビークル1台 動力噴霧機1台 トラクター2台 堆肥散布機1台 大豆コンバイン（生産組織） 育苗ハウス500㎡	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の雇用の確保
水稲＋水田ゴボウ	経営面積 田400a 水稲200a ゴボウ200a	<ul style="list-style-type: none"> ・作型の分散 ・播種機の利用による省力化 ・水田での作付による障害回避 ・水稲の基幹作業は営農組織に委託 ・雇用労働力の活用（臨時雇用） 	トラクター1台 ゴボウハーベスタ1台 ルートディガー1台 トレンチャー1台 堆肥散布機1台 洗浄機1台		
葉たばこ＋水稲	経営面積 田340a 葉たばこ240a 水稲140a 飼料用米200a	<ul style="list-style-type: none"> ・機械化体系による大規模経営 ・高架型作業機による作業の効率化 ・わき芽抑制剤の適正使用 ・共同受委託乾燥施設利用 ・水稲の基幹作業は営農組織に委託 ・雇用労働力の活用（臨時雇用） 	堆肥散布機1台 成畦被覆機1台 高架型作業機1台 乾燥施設（共同） トラクター1台		
ショウガ	経営面積 田90a ショウガ60a	<ul style="list-style-type: none"> ・根茎腐敗病発生防止のため土壌消毒や排水対策、客土、防除を徹底 	貯蔵庫 トラクター1台 動力噴霧機1台		

茶	経営面積 茶600a	<ul style="list-style-type: none"> ・乗用型茶園管理機の利用 ・共販主体の家族経営 ・荒茶加工施設の5戸共同利用 ・雇用労働力の活用（臨時雇用） 	荒茶加工施設（120K型2ライン） 乗用型摘採機1台 乗用型防除機1台 乗用型中刈機（5戸共同1台） 防霜施設		
肉用牛繁殖	肉用牛繁殖 80頭	<ul style="list-style-type: none"> ・牛房群飼 ・分娩間隔12.5ヶ月 ・供用産次7産 ・ヘルパー利用による休日確保 ・稲WCSコントラクターの利用 ・広域放牧利用 	畜舎1200㎡ 堆肥舎291㎡ ほ乳ロボット 分娩・発情監視装置（1セット） 作業機械一式		
肉用牛一貫	肉用牛一貫繁殖 牛50頭	<ul style="list-style-type: none"> ・牛房群飼 ・分娩間隔12.5ヶ月 ・供用産次7産 ・育成期間10ヶ月 ・肥育期間18ヶ月 ・離乳56日、去勢4ヶ月 ・稲WCS、稲わら収集コントラクター利用 ・広域放牧利用 ・雇用労働力の活用（常時雇用） 	繁殖牛舎600㎡ 育成牛舎100㎡ 肥育牛舎900㎡ 堆肥舎1,000㎡ 分娩・発情監視装置（1セット） 作業機械一式		
肉用牛肥育	肥育牛150頭	<ul style="list-style-type: none"> ・稲WCS、稲わら収穫コントラクター利用 ・肥育期間18ヶ月 ・枝肉重量490kg（枝肉歩留66%） ・A4等級以上枝肉割合60%以上 ・雇用労働力の活用（常時雇用） 	肥育牛舎2,000㎡ 堆肥舎1,000㎡ 作業機械一式		
春夏メロン＋夏秋キュウリ＋水稻	経営面積 田250a 春夏メロン80a 夏秋キュウリ40a 水稻160a	<ul style="list-style-type: none"> ・春夏メロン作期の分散 ・キュウリ黄化えそ病対策の徹底 ・購入苗（キュウリ）の利用 ・共同選果（キュウリ）の利用 ・水稻の基幹作業は営農組織に委託 	連棟強化型パイプハウス 単棟強化型ハウス 暖房機5台 ハウス自動開閉装置 灌水施設		
イチゴ	経営面積 田25a イチゴ25a	<ul style="list-style-type: none"> ・ベンチ育苗の導入 ・共同作業（定植、ビニル張り） 	連棟ハウス 暖房機1台 ハウス自動開閉装置 予冷庫1台 育苗施設 灌水施設		

アスパラガス＋水稲	経営面積 田200a アスパラガス50a 水稲120a	<ul style="list-style-type: none"> ・フルオープンハウス（高温対策） ・自動灌水装置の利用 ・共同選果の利用 ・水稲の基幹作業は営農組織に委託 ・雇用労働力の活用（臨時雇用） 	単棟ハウス 動力噴霧機1台 灌水施設		
トルコギキョウ	経営面積 田60a トルコギキョウ 60a	<ul style="list-style-type: none"> ・家族労働2名と雇用労働力の活用（臨時雇用） ・共販（関東出荷中心） ・圃場芽摘み実施 ・種子冷蔵処理 ・RTF苗技術導入 ・電照技術導入 ・燃油コスト削減管理 ・除湿対策管理 ・連作障害対策 ・日持ち性向上対策品質管理認証の取得 	管理機1台 強化型ハウス 育苗ハウス（冷暖房装置含む） ハウス暖房機1台 ハウス循環扇 灌水施設 電照施設 動力噴霧機1台 冷蔵庫 トラクター1台		
宿根カスミソウ＋水稲	経営面積 田210 宿根カスミソウ 60a 延べ120a 水稲120a	<ul style="list-style-type: none"> ・家族労働3名と雇用労働力の活用（臨時雇用） ・共販 ・購入苗利用 ・畦波板利用の簡易隔離ベッドの利用 ・耐暑性品種導入での作型拡大 ・灌水（点滴）施設導入 ・日持ち性向上対策品質管理認証の取得 ・水稲の基幹作業は営農組織に委託 	単棟ハウス 電照施設 ハウス循環扇 隔離ベッド 灌水施設 トラクター1台 管理機1台 動力噴霧機1台		

② 法人経営

経営類型	基幹作物別生産規模	経営の特徴	資本装備	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲（主食用米＋飼料用米等）＋麦＋大豆（＋受託）	経営面積 田 3,200a 水稲 2,000a 麦 2,500a 大豆 1,200a	<ul style="list-style-type: none"> ・機械化一貫体系による大規模経営 ・ほ場の汎用化と団地化 ・品種の組合せによる作業の分散 ・疎植及び緩効性肥料施肥などの低コスト技術の導入 ・雇用労働力の活用（常時雇用、臨時雇用） 	田植機（6条）2台 自脱型コンバイン（6条）2台 麦・大豆播種機2台 乗用管理ビークル2台 動力噴霧機2台 トラクター3台 堆肥散布機2台 大豆コンバイン2台 機械倉庫、農舎 育苗ハウス 1,500㎡	<ul style="list-style-type: none"> ・経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・労災保険等への加入 ・社会保険への加入 ・労働環境の快適化のための農業環境の改善 ・雇用労働力の導入

酪農	酪農200頭	<ul style="list-style-type: none"> ・フリーバーン、搾乳ロボット導入による省力化 ・コントラクター利用による自給飼料生産 ・TMRセンターの発行TMR利用 ・分娩間隔13.5ヶ月 ・経産牛1頭当たり産乳量10,400kg ・雇用労力の活用（常時雇用） 	フリーバーン牛舎3,000㎡ ミルキングパーラー250㎡ 自給飼料生産機械一式 堆肥舎2,800㎡ 搾乳ロボット2基 分娩・発情監視装置1セット 作業機械一式		
養豚	母豚 養豚300頭	<ul style="list-style-type: none"> ・一貫経営 ・農場HACCP認証農場 ・繁殖豚舎（ストール、高床式） ・肥育豚舎（スノコ式、スクレパー利用） ・1頭当たり出荷頭数25頭 ・系統豚利用 ・供用年雌3年（7産）雄2年 ・雇用労働力の利用（常時雇用） 	繁殖豚舎1,600㎡ 肥育豚舎2,100㎡ 堆肥舎840㎡ 浄化処理施設600立米 作業機械一式		
肉用牛肥育	肉用牛肥育 300頭	<ul style="list-style-type: none"> ・稲WCS、稲わら収穫コントラクター利用 ・肥育期間18ヶ月 ・枝肉重量490kg（枝肉歩留66%） ・A4等級以上枝肉割合60%以上 ・雇用労働力の活用（常時雇用） 	肥育牛舎3,000㎡ 堆肥舎1,400㎡ 作業機械一式		
肉用牛一貫	肉用牛一貫 繁殖100頭	<ul style="list-style-type: none"> ・牛房群飼 ・分娩間隔12.5ヶ月 ・供用産次7産 ・育成期間10ヶ月 ・肥育期間18ヶ月 ・離乳56日、去勢4ヶ月 ・稲WCS、稲わら収集コントラクター利用 ・広域放牧利用 ・雇用労働力の活用（常時雇用） 	繁殖牛舎800㎡ 育成牛舎124㎡ 肥育牛舎1,200㎡ 堆肥舎1,000㎡ 分娩・発情監視装置1セット 作業機械一式		

2 協業経営体

ア 協業経営

経営類型	基幹作物別生産規模	経営の特徴	資本装備	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲＋麦 ＋大豆（＋ 受託）	経営面積 田4,000a 水稲2,400a 麦4,000a 大豆1,600a	<ul style="list-style-type: none"> ・機械化一貫体系による省力・低コスト営農 ・集落ぐるみの土地利用の構築 ・品種の組合せによる作期調整 ・疎殖及び緩効性肥料施設などの低コスト技術導入 ・専任オペレーター制 ・法人経営体を志向 	田植機（6条）4台 自脱型コンバイン（6条）2台 普通型コンバイン（小型）2台 麦・大豆播種機（6条）3台 乗用管理ビークル4台 ブームスプレーヤー4台 トラクター4台 マニユアスプレッダー3台 育苗ハウス2,000㎡	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・労災保険等への加入 ・社会保険への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・雇用労働力の導入

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の様態等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の6に示したような目標を可能とする新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

農業経営の指標

営農類型	経営規模	生産方式	資本装備	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲＋麦 ＋大豆	経営面積 田500a 水稲300a 麦500a 大豆200a	<ul style="list-style-type: none"> ・機械化一貫体系による作業の省力化 ・無人ヘリによる防除（委託） ・ほ場の汎用化と団地化 ・疎殖及び緩効性肥料施肥などの低コスト技術の導入 ・自家労働力中心 ・大豆収穫は営農組織に委託 	田植機（4条）1台 自脱型コンバイン（4条）1台 麦・大豆播種機1台 動力噴霧器1台 トラクター1台	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の雇用の確保
シヨウガ	経営面積 田15a シヨウガ15a	<ul style="list-style-type: none"> ・根茎腐敗病発生防止のため土壌消毒や排水対策、客土、防除を徹底 ・貯蔵後、順次出荷 	トラクター1台 動力噴霧機1台 管理機1台 貯蔵庫		

ゴボウ + 水稲	経営面積 田71a ゴボウ71a 水稲71a	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴボウと水田の輪作体系 ・稲わらと堆肥交換（畜産農家が無料で堆肥散布） ・播種機の利用による省力化 ・水田での作付による障害回避 ・水稲の基幹作業は営農組織に委託 ・雇用労働力の活用（臨時雇用） 	<p>トレンチャー1台 トラクター1台 ゴボウハーベスター1台 ルートディガー1台 堆肥散布機1台 洗浄機1台 動力噴霧機1台</p>		
春夏メロン + 夏秋キュウリ	経営面積 田20a 春夏メロン20a 夏秋キュウリ20a	<ul style="list-style-type: none"> ・ウイルス病（退緑黄化病）対策の徹底 ・春夏メロンと夏秋キュウリの輪作体系 	<p>連棟ハウス トラクター 内張カーテン 暖房機 ハウス自動開閉装置 防虫ネット 循環扇 灌水装置</p>		
イチゴ	経営面積 田15a イチゴ15a	<ul style="list-style-type: none"> ・ベンチ育苗 ・パック詰め作業 	<p>連棟ハウス トラクター 暖房機 ハウス自動開閉装置 防虫ネット 循環扇 灌水施設 予冷庫 育苗施設</p>		
アスパラガス	経営面積 田18a アスパラガス18a	<ul style="list-style-type: none"> ・自動灌水装置の利用 ・共同選果の利用 	<p>単棟ハウス 動力噴霧器1台 灌水装置 管理機</p>		
トルコギキョウ	経営面積 田40a トルコギキョウ ・秋冬季出荷 40a	<ul style="list-style-type: none"> ・共同育苗 ・初期蒸し込み栽培による燃油コスト削減 ・防湿対策技術の導入 ・適正な植栽密度による品質確保 ・鮮度保持輸送技術の導入 ・雇用労働力の活用（臨時雇用） 	<p>連棟ハウス・暖房機 管理機1台 動力噴霧器1台 防虫ネット・循環扇 電照施設一式 灌水装置 ハウス自動開閉装置 トラクター</p>		

宿根カスミソウ	経営面積 田30a 宿根カスミソウ30a 二度切り 30a延55a	<ul style="list-style-type: none"> ・育苗作業の外部化（購入苗利用） ・高温伸長性品種の導入による作型拡大 ・電照と蒸し込み技術による開花調節技術の導入 ・出荷調整作業等の外部化 ・鮮度保持輸送技術の導入 ・雇用労力の活用（臨時雇用） 連棟ハウス・暖房機（30a）	管理機1台 播種機1台 動力噴霧機1台 冷蔵庫2坪 液肥混入機1台 防虫ネット・循環扇		
肉用牛繁殖	繁殖牛21頭	<ul style="list-style-type: none"> ・牛房群飼 ・分娩間隔12.5ヶ月 ・供用産次7産 	群飼連動スタンション 畜舎150（施設パドック利用） 堆肥舎58㎡		

第4 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市農業が持続的に発展していくためには、特色ある優れた品質の農畜産物を安定的に生産し、魅力ある農村及び地域社会を維持していくことが重要である。このため、生産性と収益性が高く、持続的に発展性を有する効率的かつ安定的な農業経営体を育成するとともに、新規就農者などの次世代の農業を担う人材や家族経営などの多様な経営体を幅広く確保し育成していく必要がある。

そこで、本構想第1の「農業経営基盤の強化の促進に関する目標」に即して、認定農業者や認定新規就農者、地域営農組織等の担い手について、経営規模や家族・法人など経営形態の別に関わらず育成し、主体性と創意工夫を発揮した経営を展開できるよう重点的に支援する。

また、次世代の農業を担う人材を確保するため、新たに就農をしようとする青年等が、安心して就農し定着することが出来るよう、相談対応・情報提供、農業技術や経営方法等に関する研修の実施、地域毎の受入れから定着までのサポートなど、関係機関と連携して一貫した支援を実施する。

さらに、中小・家族経営、兼業農家などの多様な経営体について、地域社会の維持の面でも担い手とともに重要な役割を果たしている実態を踏まえ、円滑な経営継承に向けた支援や地域資源の適切な維持管理を図るための支援を実施する。また、定年後に就農しようとする者やマルチワークの一つとして農業を選択する者など多様な形で農業に関わる者についても、地域農業の活性化や地域社会の維持の面で重要な役割を果たすことが期待されることから、相談対応や情報提供、研修の実施等のサポートを行う。

このほか、本市における生産現場の人手不足や生産性向上等の課題に対応し、担い手や多様な経営体による農業生産を下支えする等の観点から、外国人材や障がい者等のあらゆる人材を、地域の農業を支える宝と捉え、多様な「人材」の総結集による総合的な人材確保に取り組む。

2 市が主体的に行う取組

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、市農政課が窓口となり関係部署と情報共有し、さらに県北広域本部や農業協同組合、熊本県農業経営・就農支援センター（以下、「支援センター」という）など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施、必要

となる農用地や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路拡大や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談体制や他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

これらのサポートを行うため、本市が中心となって、県北広域本部、農業委員会、農業協同組合等の関連団体によるサポートチームにより、農業を担う者の受入れから定着まで必要となるサポートを実施できる体制を構築する。

さらに、新規就農者が地域内で孤立することがないように必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

本市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、新規就農者育成総合対策等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へ誘導する。

3 関係機関との連携の考え方

市は、支援センターや県関係機関、農業委員会、農業協同組合等との緊密な連携をとった支援体制を構築し、就農相談や経営の移譲を希望する農業者の情報収集及び関係機関への情報提供、青年農業者確保育成活動等を推進する。

4 就農希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

市は、区域内の就農受入組織（協議会、農業協同組合等）と連携し、区域内における作付け品目ごとの就農受入態勢、研修内容、就農後の生活や収入のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を整理し、熊本県及び支援センター等に提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、熊本県及びくまもと農業経営継承支援センターに情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に以上を受けられるよう農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占める面積シェア及び面積集積の目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面積集積の目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面積集積の目標	備考
面積のシェア：80% なお、面積集積の目標については、農地中間管理事業等を活用して、効率的かつ安定的な農業経営を営む者への面的集積の割合が高まるように努める	

(注)

- 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稻については耕起・代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。
- 2 目標年次は令和11年（2029年）度とする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

本市の平坦地域では、ゴボウを中心とした露地野菜やメロン・花卉・イチゴ・アスパラガスを中心とした施設園芸と土地利用型農業による複合経営、酪農や肥育牛等による畜産経営を主体とする農業を展開し、認定農業者等を中心とした担い手への農地の利用集積が進んできているが、担い手ごとの経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

また、中山間地域では、担い手の高齢化や後継者不足が進行し、耕作放棄地の増加が問題となっている。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後10年で更に農業従事者の高齢化等が進み、このような農地所有者からの農地の貸付等の意向が強まることが予測され、受け手となる担い手への農地の利用集積を円滑に進めるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化等を図ることによって農地の引受能力を高め、さらなる規模拡大と経営改善を支援することが必要である。

また、小規模兼業農家が多い地区や中山間地域では、将来の農地の引き受け手となる担い手がないため、このまま推移すれば農地の荒廃化が進み、地域の環境悪化を招くことから、集落単位で将来に向けた話し合いを行い、地域全体で農地を保全・活用する方法を検討するなど、集落単位の営農活動の構築が必要である。

(3) 農地利用ビジョン実現に向けた取組方針及び関係機関・団体との連携等

農地利用のビジョン実現を図るため、市内をいくつかの区域に分け、計画的に集落内の話し合いによる合意形成を促すとともに、農地中間管理事業等を活用して、担い手への農地集積を推進する。

また、地域の実情に応じて、国・県の各種補助金を積極的に活用し、基盤整備事業を含む農地流動化施策を実施する。

このため、関係機関等との間で農地に係る情報の共有化を進めるとともに、市関係各課、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区及び協議会等による連携体制を整備する。

また、市内において作成される地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化を進めるため、担い手間の調整やほ場整備等を行い、県、市、農業委員会、土地改良区、JA、農地中間管理機構等が一体となって農用地の利用調整に取組み、分散錯圃の状況を解消し、担い手の農用地の連坦化や団地面積の増加を図る。加えて、中山間地域や担い手不足の地域では、地域

全体で農用地の確保・有効利用を図るため、新規就農の促進に加えて、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体による農用地の有効利用等を図る。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

熊本県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第6「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、地域の特性である複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 農作業受委託等の実施を促進する事業
- ④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑤ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。以下、各個別事業ごとに述べる。

1 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という）の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

(1) 第18条第1項の協議の場の設置の方法

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物である米の農繁期を除いて設定するものとし、開催に当たっては、市広報誌への掲載やインターネットの利用に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

参加者については、農業者、市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、熊本県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるよう調整を行う。協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うため、窓口を農政課に設置する。農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全などを図る。市は、地域計画の作成に当たって、熊本県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表にあたるまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人（農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）の第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（以下「旧法」という。）第18条第2項第6号に定める利用権設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（以下「農地所有適格法人以外の法人等」という。）を除く）又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。
- ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあつては、(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて）を備えること。
- (ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- (イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
- (ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
- (エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあつては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。
- (オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あつせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。
- イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
- ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができるものと認められること。
- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあつては、(ア)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が当該事業の実施によって利用権の設定を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業及び法第7条に規定する特例事業を行う農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金

法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、若しくは農地中間管理機構、又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 農地所有適格法人以外の法人等が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける場合は、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号イからチに掲げる者に限る。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

（2）利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

（3）開発を伴う場合の措置

① 開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、及び農地中間管理機構を除く。）から旧法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。改正 令和4年4月1日付け3経営第3217号。以下「旧基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

② ①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

① 法第6条の規定による基本構想の承認後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める（附則第2条によりみなされる場合は不要）。

② (5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

③ 農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、菊池市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

② 本市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

④ ②及び③に定める申出を行う場合において、(4)の③の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

① (5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。

② (5)の②及び③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場

合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、菊池市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（（１）に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

（７）農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が農地所有適格法人以外の法人等である場合には、次に掲げる事項
 - ア 貸し付けられた農用地が適正に利用されていないと認められる場合には貸借を解除する旨の条件
 - イ その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について、毎年、農業委員会に報告しなければならない旨
 - ウ その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め
 - （ア）農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - （イ）原状回復の費用の負担者
 - （ウ）原状回復がされないときの損害賠償の取決め及び担保措置
 - （エ）貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- ⑥ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

（８）同意

農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が20年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

(9) 公告

農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑤までに掲げる事項を本市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

本市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農地所有適格法人以外の法人等に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ その者が法人である場合にあつては、その法人の業務執行役員等(農地法第3条第3項第3号に規定する業務執行役員等をいう。)のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた農地所有適格法人以外の法人等がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ ②の規定による取消しをしたときは、その旨及び農用地利用集積計画のうち取消しに係る事項を市の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

④ 本市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとする

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

なお、水田地域において施設園芸や果樹など利用形態が異なる農地がある場合など、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることもやむを得ないものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

- ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
- エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
- オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
- カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、農業経営基盤強化促進法の基本要綱(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。)参考様式6-1号の認定申請書を提出して、農用地利用規程についての認定を受けることができる。

② 申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 本市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本市の掲示板への提示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

- ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ ②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（５）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）の①の認定をする。
- ア ②のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
- イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下、「特定農用地利用規定」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第１２条第１項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（７）農用地利用改善団体の勸奨等

- ① （５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。
- ② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（８）農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② （５）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、県北広域本部、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（（公財）熊本県農業公社）等の指導、助言を求めてきたときは、協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業の受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織または農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分作業受委託から全面農作業受委託、更には利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

また、地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託や推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知などを行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

なお、研修等を通じて得られた人材については、法第12条の農業経営改善計画の認定制度を積極的に活用することとし、その際、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者はもちろん、新たに農業経営を開始する場合で、その意欲・能力から将来経営発展が見込まれる者に対しても、制度の周知を図り農業経営改善計画の作成に関する適切な助言・支援を行うこととする。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農地中間管理機構が行う特例事業の実施の促進に関する事項

- ① 県下一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって農地中間管理機構が行う事業の実施の推進を図る。
- ② 本市、農業委員会、及び農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再分配機能を生かした特例事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

(2) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

1 から 6 までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、農業生産基盤に関する事業、地域水田ビジョンに関する事業、経営所得安定対策に関する事業など、関連施策との連携に配慮しなら、農業経営基盤強化の円滑な促進を図るものとする。

(3) 推進体制等

① 事業推進体制等

市は、農業委員会、県北広域本部、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、菊池市担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、菊池市は、このような協力の推進に配慮する。

7 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の6(2)に掲げる目標を達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

市は新規就農支援センターや県北広域本部、農業協同組合などと連携しながら、就農相談会を開催し、就農希望者に対し、情報の提供を行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、農業体験等を実施し農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

市は熊本県立農業大学校や県北広域本部、農業委員、農業協同組合等と連携・協力し、研修や営農指導など就農前後のフォローアップを行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行う。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。また、物産館及び直売所への出荷のためのアドバイスを行うなど、生産物の販路の確保を支援する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合性に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、国や県の支援策を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については新規就農支援センター、技術や経営ノウハウについての習得については熊本県立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては県北広域本部、農業協同組合等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

この基本構想は、平成23年9月15日から施行する。

附則

この基本構想は、平成26年10月1日から施行する。

附則

この基本構想は、令和4年3月9日から施行する。

附則

この基本構想は、令和5年9月25日から施行する。

別紙1（第6の2の（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、旧法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

0

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・旧法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

（2）農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

（3）土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙2（第6の2（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1 存続期間は5年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて5年とすることが相当でないと認められる場合には、5年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実情を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもの で定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。この場合</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもの で定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき菊池市が</p>

	<p>において、その金銭以外のもの で定められる借賃の換算 方法については、「農地法 の一部を改正する法律の施行 について」（平成13年3月 1日付け12経営第115 3号農林水産事務次官通知） 第6に留意しつつ定めるも のとする。</p>		<p>認定した額をその費やした 金額又は増価額とする 旨を定めるものとする。</p>
--	--	--	--

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間	② 損益の算定基準	③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
I の①に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	I の③に同じ。この場合において I の③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	I の④に同じ。

Ⅳ 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>